

高知県養鰻生産者協議会補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
第1～2条〔略〕 (補助対象事業等) 第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助事業者、補助率及び補助対象経費は、次の表に定めるとおりとする。		第1～2条〔略〕 (補助対象事業等) 第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助事業者、補助率及び補助対象経費は、次の表に定めるとおりとする。	
補助事業	○内水面水産資源量調査事業 ウナギ稚魚流通の透明化を図ることを目的とした、ウナギ稚魚の採捕や流通に係る実態調査等 <u>ウナギ資源の回復を図るための稚魚や親魚の効果的な放流方法の検討等</u>	補助事業	○内水面水産資源量調査事業 ウナギ稚魚流通の透明化を図ることを目的とした、ウナギ稚魚の採捕や流通に係る実態調査等
補助事業者	うなぎ養殖業者等が組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものとする。)	補助事業者	うなぎ養殖業者等が組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものとする。)
補助率	2分の1以内	補助率	2分の1以内
補助対象経費	事業実施に要する経費(会議費、旅費、協議会の事務局運営のための賃金、消耗品、その他(レンタカー、通信運搬費、光熱水費、文献購入費等))	補助対象経費	事業実施に要する経費(会議費、旅費、協議会の事務局運営のための賃金、消耗品、その他(レンタカー、通信運搬費、光熱水費、文献購入費等))
第4～11条〔略〕 附則 1 この要綱は、平成27年9月3日から施行する。		第4～11条〔略〕 附則 1 この要綱は、平成27年9月3日から施行する。	

高知県養鰻生産者協議会補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>2 この要綱は、<u>令和9年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで、第7条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年5月29日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年10月12日から施行し、令和4年3月29日から適用する。ただし、改正前の要綱の規定により行うこととされている令和4年度予算に係る事業については、なお、従前の例による。</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和6年5月10日から施行する。</u></p>	<p>2 この要綱は、<u>令和6年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで、第7条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年5月29日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年10月12日から施行し、令和4年3月29日から適用する。ただし、改正前の要綱の規定により行うこととされている令和4年度予算に係る事業については、なお、従前の例による。</p>